

◆ユニバーサルサービス料に係るいわゆる「振り込め詐欺」事案について

平成19年2月9日
総務省総合通信基盤局
料金サービス課
消費者行政課

ユニバーサルサービス料に係るいわゆる「振り込め詐欺」事案について

総務省から委託を受けていると称して、「ユニバーサルサービス制度(注1)」が開始されたので、ユニバーサルサービス料(注2)を6か月分まとめて振り込め」といった内容の電話やメールが届いたとの情報が、総務省に寄せられております。

総務省がそのような委託を行っている事実はなく、そのような電話やメールについても当省とも全く関係がありません。また、国又はその関係機関(社団法人電気通信事業者協会)がユニバーサルサービス料を、一般消費者の方に対して特定口座への入金を求めている事実はなく、そのような案内を送付することも一切ありませんので、ご注意願います。

(注1) 加入電話などの電話サービスを全国どの世帯でも公平で安定的に利用できるよう、ユニバーサルサービスの提供に必要な費用を主要な電気通信事業者で応分に負担する制度。

(注2) 各電気通信事業者が拠出するユニバーサルサービス制度の負担金を当該事業者が提供する電気通信役務の利用者料金に転嫁したものの。

参考

総務省・ユニバーサルサービス制度に関するポータルサイト

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/universalservice/

社団法人電気通信事業者協会・ユニバーサルサービス支援業務

<http://www.tca.or.jp/universalservice/index.html>